

周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について

周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月5日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

周南市報酬及び費用弁償支給条例（平成15年周南市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

周南市農業委員会	会長の職にある委員	月額	46,000円
	会長職務代理者に選任された委員	月額	37,000円
	委員	月額	31,000円
	農地利用最適化推進委員	月額	31,000円

」

を

「

周南市農業委員会	会長の職にある委員	月額	基本給	46,000円
		年額	能率給	558,000円以内で市長が別に定める額
	会長職務代理者に選任された委員	月額	基本給	37,000円
		年額	能率給	558,000円以内で市長が別に定める額

	委員	月額	基本給	31,000 円
		年額	能率給	558,000 円以内で市長が別に定める額
	農地利用最適化推進委員	月額	基本給	31,000 円
		年額	能率給	558,000 円以内で市長が別に定める額

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の周南市報酬及び費用弁償支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給する報酬について適用する。

(参 考)

周南市報酬及び費用弁償支給条例新旧対照表

現行				改正案					
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)					
職名		区分	支給額	職名		区分	支給額		
(略)				(略)					
周南市農業委員会	会長の職にある委員	月額	46,000円	周南市農業委員会	会長の職にある委員	月額	基本給	46,000円	
							年額	能率給	558,000円
	会長職務代理者に選任された委員	月額	37,000円						以内で市長が別に定める額
	委員	月額	31,000円		会長職務代理者に選任された委員	月額	基本給	37,000円	
	農地利用最適化推進委員	月額	31,000円			年額	能率給	558,000円	
								以内で市長が別に定める額	
(略)					委員	月額	基本給	31,000円	
						年額	能率給	558,000円	
								以内で市長が別に定める額	
					農地利用最適化推進委員	月額	基本給	31,000円	
						年額	能率給	558,000円	
								以内で市長	

現行	改正案				
				が別に定め	
	(略)				